

議案第四十五号

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年六月六日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

第一条 杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「若しくは第二項」を削る。

第三十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十六条の三中「（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第三十六条の五第一項中「（同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第二項中「及び同条第二項」を削り、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「、」（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額

を加算した額とする。以下この節において同じ。）とあるのは、（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）とを削る。

附則第三条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第一項中「居住年」の下に「（次条において「居住年」という。）」を加え、同条第三項中「区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで、区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三条の五の二 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。）に租税

特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第一項の規定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第三条の五の二第一項」と、第二十一条の二第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第三条の五の二第一項」とする。

附則第四条第二項中「附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を加える。

附則第七条第三項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と」を加え、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第九条第三項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の

二第一項」を、「及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を、「附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第十条第一項中「第三十五条第一項」の下に「、第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を、「附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第十一条第一項及び第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

附則第十二条第五項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を、「附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第十三条第二項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」との

下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第十三条の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「という。」の下に「又は同条第一項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

附則第十四条第二項及び第六項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める。

附則第十四条の二第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

附則第十四条の四第二項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の

額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改め、同条第五項第二号中「、附則第三条の五第一項」の下に「、附則第三条の五の二第一項」を、「及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」とを加え、「及び附則第三条の五第一項」を「、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項」に改める。

第二条 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「次条第二十一項及び第二十二項」を「次条第十九項及び第二十二項」に改め、同条第三号中「第十五項」を「第十三項」に改め、同条第四号中「次条第十六項から第二十項まで」を「次条第十四項から第十八項まで」に改める。

附則第二条第八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「（次項及び第十四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削り、同条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項を削り、第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、同条第十七項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「平成二十年改正令附則第七条第十一項」を「地

方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第七条第十項に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される新条例第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「附則第二条第十七項」を「附則第二条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とする。

附 則

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中杉並区特別区税条例附則第三条の五の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第四条第二項の改正規定、同条例附則第七条第三項第二号の改正規定、同条例附則第九条第三項第二号の改正規定（「及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と）の下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」

と」を加える部分を除く。）、同条例附則第十条第三項第二号の改正規定（「及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と」を加える部分を除く。）、同条例附則第十二条第五項第二号の改正規定（「及び附則第十二条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と」を加える部分を除く。）、同条例附則第十三条第二項第二号の改正規定（「及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える部分を除く。）、同条例附則第十三条の二並びに第十四条第二項及び第六項の改正規定、同条例附則第十四条の二第二項第二号の改正規定（「及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と」を加える部分を除く。）、同条例附則第十四条の四第二項第二号の改正規定（「及び附則第十四条の四第一項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第一項に規定する条約適用利子等の額」と」を加える部分を除く。）、並びに同条例第五項第二号の改正規定（「及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」との下に「、第二十条の二第

- 一 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の四第三項に規定する条約適用配当等の額」とを加える部分を除く。平成二十二年一月一日
- 二 第一条中杉並区特別区税条例附則第三条の五第三項、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに次条の規定 平成二十二年四月一日
- 三 第一条中杉並区特別区税条例附則第十四条の二第一項の改正規定 平成二十三年一月一日

第二条 第一条の規定による改正後の杉並区特別区税条例附則第三条の五第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十一年度分までの区民税に係る同項に規定する区民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(提案理由)

新たな住宅借入金等特別税額控除を創設する等の必要がある。

杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	第一条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）	旧 条 例
<p>（区民税の徴収の方法）</p> <p>第二十八条 区民税は、第三十三条、第三十六条の二第一項、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p> <p>第三十六条の二 略</p>		<p>（区民税の徴収の方法）</p> <p>第二十八条 区民税は、第三十三条、第三十六条の二第一項若しくは第二項、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る区民税の特別徴収）</p> <p>第三十六条の二 略</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第三十三条第二項ただし書に規定する場合を除く。）にお</p>

2 | 前項の特別徴収対象年金所得者 に対し
て課する区民税のうち当該特別徴収対象年
金所得者の前年中の公的年金等に係る所得
に係る所得割額及び均等割額の合算額から
年金所得に係る特別徴収税額を控除した額
を第二十九条第一項の納期のうち当該年度
の初日からその日の属する年の九月三十日
までの間に到来するものにおいて普通徴収
の方法によつて徴収する。

(特別徴収義務者)

第三十六条の三 前条第一項の規定による特
別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額

3 | 第一項の特別徴収対象年金所得者に対し
て課する区民税のうち当該特別徴収対象年
金所得者の前年中の公的年金等に係る所得
に係る所得割額及び均等割額の合算額から
年金所得に係る特別徴収税額を控除した額
を第二十九条第一項の納期のうち当該年度
の初日からその日の属する年の九月三十日
までの間に到来するものにおいて普通徴収
の方法によつて徴収する。

(特別徴収義務者)

第三十六条の三 前条第一項の規定による特
別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額
(同条第二項の規定により給与所得及び公
的年金等に係る所得以外の所得に係る所得
割額を特別徴収の方法によつて徴収する場

の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第三百二十一條の七の四第二項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第三十六條の五 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第二項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合において、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得

合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第三百二十一條の七の四第二項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第三十六條の五 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第二項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合において、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得

割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第三十六条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額

に相当する額をいう。以下この節において同じ。）

を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三十六条の二第一項の規定の適用がある場合における同項並びに第三十六条の三及び前条の規定の適用にあつては、第三十六条の二

割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第三十六条の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）

を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三十六条の二第一項の規定の適用がある場合における同項及び同条第二項並びに第三十六条の三及び前条の規定の適用にあつては、第三十六条の二

第一項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三十六条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

3 第三十六条の三及び前条の規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三十六条の三中「前条第一項」とあるのは「第三十六条の五第一項」と

前条第一項及び第二項中「支払回数割特別

第一項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三十六条の五第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 第三十六条の三及び前条の規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三十六条の三中「前条第一項」とあるのは「第三十六条の五第一項」と、「同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、前条第一項及び第二項中「支払回数割特別

徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と読み替えるものとする。

附 則

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第三条の五 平成二十年度から平成二十八年
度までの各年度分の区民税に限り、所得割
の納税義務者が前年分の所得税につき租税
特別措置法第四十一条又は第四十一条の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四
十一条第一項に規定する居住年（次条にお
いて「居住年」という。）が平成十一年か
ら平成十八年までの各年である場合に限
る。）においては、法附則第五条の四第六
項に規定するところにより控除すべき額
（第三項において「区民税の住宅借入金等
特別税額控除額」という。）を、当該納税
義務者の第十九条及び第二十条の規定を適

徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と読み替えるものとする。

附 則

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第三条の五 平成二十年度から平成二十八
年までの各年度分の区民税に限り、所得割
の納税義務者が前年分の所得税につき租税
特別措置法第四十一条又は第四十一条の二
の二の規定の適用を受けた場合（同法第四
十一条第一項に規定する居住年
が平成十一年か
ら平成十八年までの各年である場合に限
る。）においては、法附則第五条の四第六
項に規定するところにより控除すべき額
（第三項において「区民税の住宅借入金等
特別税額控除額」という。）を、当該納税
義務者の第十九条及び第二十条の規定を適

用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

3 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（

法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合

用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

3 第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（区民税の納税通知書が送達された後に区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに区民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、区長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は法附則第五条の四第九項の規定により税務署長を経由して提出した場合

を含む。)に限り、適用する。

第三条の五の二 平成二十二年度から平成三十五年までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十四条第一項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで)に提出さ

を含む。)に限り、適用する。

れたもの及びその時まで提出された第二十五条第一項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十一条及び第二十一条の二第一項の規

定の適用については、第二十一条中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第三条の五の二第一項」と、第二十一条の二第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第三条の五の二第一項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 略

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちと同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第二十四条第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第四条 略

2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちと同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第二十四条第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の

明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第七条 略

明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第十六条から第二十一条まで、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 略

(上場株式等に係る配当所得に係る区民税の課税の特例)

第七条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、
、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則

第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項、附則第三条

第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第九条 略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項

の五の二第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項

及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と

、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項

の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合)には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の

の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

4 略

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第十六条及び第十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合)には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の

規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附

規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と

則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年から平成二十六年
度までの各年度分の区民税に限り、所得割

、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項
中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 昭和六十三年から平成二十一年
度までの各年度分の区民税に限り、所得割

の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 及び二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年から平成二十六年までの各年度分の区民税に限

の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 及び二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年から平成二十一年までの各年度分の区民税に限

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第九項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、

り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第三十四条の二第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第三十四条の二第九項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条 まで、

第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の七まで又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の五までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 略

2 4 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二

一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項、附則第三

条の五の二第一項及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

条の二第一項前段、第二十一条及び第二

第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の七まで又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の四までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十二条 略

2 4 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二

一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項

及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

条の二第一項前段、第二十一条及び第二

十一條の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第三條の三第一項、附則第三條の五第一項及び附則第三條の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十條の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四略

十一條の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十條の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四略

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十三条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附

(株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例)

第十三条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、
、附則第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項

則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第一項に規定する特定保有株式(以下この条において

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十三条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十三条の二 区民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)

「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第五項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなし、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 及び 3 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十四条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発

が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第五項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなし、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 及び 3 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第十四条 略

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発

生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定による申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3
3
5
略

6 第三項の規定の適用がある場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確

生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第二十四条第一項若しくは第四項の規定による申告書又は第五項において準用する同条第五項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第二十五条第一項の確定申告書又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3
3
5
略

6 第三項の規定の適用がある場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確

定申告書（租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第十一項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十四條第五項において準用する前條第五項」と、同條第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十四條第五項において準用する前條第五項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例）

第十四條の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一條の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第十

定申告書（租税特別措置法第三十七条の十三の二第七項において準用する同法第三十七條の十二の二第五項において準用する所得税法第二百二十三條第一項の規定による申告書を含む。」と、「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十四條第五項において準用する前條第五項」と、同條第二項中「又は第三項から第五項まで」とあるのは「若しくは第三項から第五項まで又は附則第十四條第五項において準用する前條第五項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例）

第十四條の二 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一條の十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第十

の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の七に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項、附則第三

条の五の二第一項及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の七に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えて適用される第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項

及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十四条の二第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、附則第三条の三第一項、附則第三条の五第一項及び附則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とす

条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と

、附則
第三条の三第一項及び附則第三条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とす

る。

三及び四 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る
区民税の課税の特例)

第十四条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

一条の二第一項、附則第三条の三第一
項、附則第三条の五第一項、附則第三

条の二第一項及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

一条の二第一項前段、第二十一条及び第二

十一条の二第一項中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額及び附則第十四条の

四第一項の規定による区民税の所得割の

額」と、第二十条の二第一項中「山林所

得金額」とあるのは「山林所得金額並び

に附則第十四条の四第一項に規定する条

る。

三及び四 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る
区民税の課税の特例)

第十四条の四 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に
定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十

一条の二第一項、附則第三条の三第一
項、附則第三条の五第一項

及び附則第三条の六の規

定の適用については、第二十条、第二十

一条の二第一項前段、第二十一条及び第二

十一条の二第一項中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額及び附則第十四条の

四第一項の規定による区民税の所得割の

額」と

約適用利子等の額」と、附則第三条の三
 第一項、附則第三条の五第一項及び附則
 第三条の五の二第一項中「所得割の額」
 とあるのは「所得割の額並びに附則第十
 四条の四第一項の規定による区民税の所
 得割の額」と、第二十条の二第一項後段
 及び第二項中「所得割の額」とあるのは
 「所得割の額及び附則第十四条の四第一
 項の規定による区民税の所得割の額の合
 計額」と、附則第三条の六中「所得割の
 額」とあるのは「所得割の額並びに附則
 第十四条の四第一項の規定による区民税
 の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

3 及び 4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合に
 は、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十
 一条の二第一項、附則第三条の三第一

、附則第三条の三
 第一項及び附則第三条の五第一項
 中「所得割の額」
 とあるのは「所得割の額並びに附則第十
 四条の四第一項の規定による区民税の所
 得割の額」と、第二十条の二第一項後段
 及び第二項中「所得割の額」とあるのは
 「所得割の額及び附則第十四条の四第一
 項の規定による区民税の所得割の額の合
 計額」と、附則第三条の六中「所得割の
 額」とあるのは「所得割の額並びに附則
 第十四条の四第一項の規定による区民税
 の所得割の額の合計額」とする。

三及び四 略

3 及び 4 略

5 第三項後段の規定の適用がある場合に
 は、次に定めるところによる。

一 略

二 第二十条から第二十一条まで、第二十
 一条の二第一項、附則第三条の三第一

項、附則第三条の五第一項、附則第三条の五の二第一項及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段及び第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、附則第三条の六中「所得割の

項、附則第三条の五第一項
及び附則第三条の六の規定の適用については、第二十条、第二十条の二第一項前段、第二十一条及び第二十一条の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額」と、附則第三条の六中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四略

6略

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第三項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、第二十一条の二第一項中「第十六条第四項」とあるのは「附則第十四条の四第四項」とする。

三及び四略

6略

第二条による改正（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

附 則

附 則

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

一 略

二 附則第十四条の四の改正規定（第三項の改正規定に限る。）並びに次条第十九

二 附則第十四条の四の改正規定（第三項の改正規定に限る。）並びに次条第二十

第二条 略

項及び第二十項の規定 平成二十一年一月一日

三 附則第四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第七条の改正規定、附則第十三条の五の改正規定、同条を附則第十三条の六とする改正規定及び附則第十三条の四の次に一条を加える改正規定並びに次条第七項から第十三項までの規定 平成二十二年一月一日

四 附則第十三条第一項の改正規定及び附則第十三条の三の改正規定並びに次条第十四項から第十八項までの規定 平成二十二年四月一日

第二条 略

一項及び第二十二項の規定 平成二十一年一月一日

三 附則第四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第七条の改正規定、附則第十三条の五の改正規定、同条を附則第十三条の六とする改正規定及び附則第十三条の四の次に一条を加える改正規定並びに次条第七項から第十五項までの規定 平成二十二年一月一日

四 附則第十三条第一項の改正規定及び附則第十三条の三の改正規定並びに次条第十六項から第二十項までの規定 平成二十二年四月一日

2
5
7
略

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する額とする。

2
5
7
略

8 区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する区民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- 一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額

9 及び 10 略

11 新条例附則第十三条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等

について適用する。

が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万八千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

9 及び 10 略

11 新条例附則第十三条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

12 区民税の所得割の納税義務者が新条例第十六条第四項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十四項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第四項に規定する申告書を提出する場

合には、新条例附則第十三条の五第二項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十四項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十項で定めるもの（以下この項

12|

略

14| 13|

略

及び第十四項において「少額配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十四項において「少額配当等以外の配当等」という。）

当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14| 区民税の所得割の納税義務者が新条例附則第十三条の六第一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特

例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内
配当等について徴収して納入すべき都民税
の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口
座内配当等の額から控除した同項各号に掲
げる金額がある場合には、新条例附則第十
三条の六第二項の規定にかかわらず、新条
例第十六条第四項に規定する申告書には、
当該控除した次の各号に掲げる金額の区分
に応じ当該各号に定める所得についての記
載を行うものとする。

一 当該控除した金額のうち少額配当等の
額から控除した額 当該源泉徴収選択口
座内配当等に係る源泉徴収選択口座にお
いて前年中に交付を受けたすべての少額
配当等に係る所得

二 当該控除した金額のうち少額配当等以
外の配当等の額から控除した額 当該源
泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収
選択口座において前年中に交付を受けた
すべての少額配当等以外の配当等に係る

14 略	15	<p>区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十三条の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十三条第一項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち</p>
16 略	17	<p>区民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十三条の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十三条第一項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち</p>

当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第七条第十項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、新条例附則第十三条第一項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される新条例第十八条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・八に相当する金額とする。

当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成二十年改正令附則第七条第十一項

に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する区民税の所得割の額は、新条例附則第十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額）に相当する金額とする。

16) 前項の規定の適用がある場合における新
条例附則第十三条第二項の規定の適用につ
いては、同項第一号中「譲渡所得等の金
額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当
該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち

18) 前項の規定の適用がある場合における新
条例附則第十三条第二項の規定の適用につ
いては、同項第一号中「譲渡所得等の金
額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当
該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち

（次項の規定により読み替えて適用され
る新条例附則第十三条第二項の規定によ
り読み替えて適用される新条例第十八条
の規定の適用がある場合には、その適用
後の金額）をいう。以下この項において
同じ。）が五百万円以下である場合 当
該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金
額の百分の一・八に相当する金額

二) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金
額が五百万円を超える場合 次に掲げる
金額の合計額

イ) 九万円

ロ) 当該上場株式等に係る課税譲渡所得
等の金額から五百万円を控除した金額
の百分の三に相当する金額

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）附則第二条第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）とす。

17) 新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合における第十五項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

18) 新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合における第十五項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合に

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）附則第二条第十七項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）とす。

19) 新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20) 新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合に

は、その適用後の金額。」とする。

19) 略

20) 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの期間内に新条例附則第十四条の四第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする。

は、その適用後の金額。」とする。

21) 略

22) 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間内に新条例附則第十四条の四第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする。

杉並区特別区税条例等の主な改正点

税目	改正内容	関係条項	施行日
特別区民税	<p>1 新たな住宅借入金等特別税額控除の創設 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額を控除した金額につき、その 5 分の 3 に相当する金額（58,500 円を限度とする。）を所得割の額から控除する。</p>	<p>区税条例 附則第 3 条の 5 の 2 地方税法 附則第 5 条の 4 の 2</p>	<p>平成 22 年 1 月 1 日</p>
	<p>2 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設 平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から 1,000 万円（当該長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。</p>	<p>区税条例 附則第 10 条 地方税法 附則第 34 条</p>	<p>平成 22 年 4 月 1 日</p>
	<p>3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を 5 年延長し、平成 26 年度までとする。</p>	<p>区税条例 附則第 11 条 地方税法 附則第 34 条の 2</p>	<p>公布の日</p>

税目	改正内容	関係条項	施行日
特別区民税	<p>4 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の追加 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、特定保有株式（平成 21 年 1 月 4 日において特定管理株式であった株式で同月 5 日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものをいう。）を追加する。</p>	<p>区税条例 附則第 13 条の 2 地方税法 附則第 35 条の 2 の 2</p>	<p>平成 22 年 1 月 1 日</p>
	<p>5 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直し 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を 1.8% に軽減する。</p>	<p>改正区税条例附則第 2 条（注 1） 改正地方税法附則第 8 条（注 2）</p>	<p>公布の日</p>

（注 1）平成 20 年杉並区条例第 37 号

（注 2）平成 20 年法律第 21 号